

日時：令和7年7月26日(土) ①10:00～ ②11:00～

場所：松葉コミュニティセンター 多目的室

参加者：①32名、②13名

説明者：茨城県保健政策課、茨城県営繕課、竜ヶ崎保健所、龍ヶ崎市役所



【①10:00～の様子】

### 質疑応答 (抜粋) ※別添資料の説明を行った後、質疑応答

●敷地内の緑化はどのようになるか。

⇒駐車場整備の観点から、保健所敷地内の緑化部分は少なくなる見込であるが、法面部分の緑化は行う予定である。

●現在ある桜などの樹木について、活用する考えはあるか。

⇒計画を進めていく上で伐採しなければならない部分も出てくるが、可能な限り残していきたいと考えている。残し方については、現時点では具体的なお話しはできない。

●建物についてもう少し詳しく説明してほしい。

⇒木造・平屋建て、面積は約1,500㎡程度で考えている。図面上で「建物建設予定エリア」と記載している場所に建物を配置する予定である。

●駐車場に出入りするの、どのような方か。

⇒保健所来庁者の方や職員がメインである。

- 現在でも、学校からの出入りの際、一時停止を守らずいきなり歩道に車が出てきて、危ない思いをしている。注意喚起ではなく、どのように対応していくかが問題だ。  
⇒道路の切下げ等については、現在市道路担当部署と協議中である。職員や来庁者に注意喚起をするための看板を設置するとともに、センサー式のパトライトやブザー等も検討する。ただし、対面に住宅街があり、ご迷惑が掛からないかも含めて今後検討を進めていく。
- 資料の「設備機器設置エリア」にはどのような設備が置かれるか。機械の音で住民も悩ましく感じると思う。駐車場の大通り側に持って行くなど、再検討が必要ではないか。  
⇒受水槽やキュービクルを設置する予定であり、騒音や振動はそれほど伴わない設備ではあるが、防音性のあるフェンスやルーバーなどの設置も今後検討する。
- 保健所の雨水処理はどのように考えているか。雨が降ると1丁目の交差点付近のところで水があふれて通れないことがある。  
⇒敷地内に雨水浸透設備を設置するため、オーバーフローして敷地外に流出するということは想定していない。
- 体育館の近くにあるマンホールトイレはどうするのか。  
⇒今回の保健所エリアと直接関係するものではないため、現在のマンホールトイレは引き続き利用可能である。
- 県の保健所にあまり馴染みがない。職員は何人ぐらいか。また、どのような方が出入りするのか。  
⇒職員数は、正職員、会計年度職員を合せて50人ほどになる。保健所では主に医療法に関わることを行うため、医師、看護師、薬剤師といった医療機関の方が来庁される。また、飲食店の営業許可や監視指導、特定感染症や難病についての対策を行うため、これらに関わる方も来庁する。

## 質疑応答（抜粋） ※別添資料の説明を行った後、質疑応答

- 災害時や難病の方々を除き、平時の際に住民が訪れるような機能はあるのか。  
⇒基本的には市町村が窓口にはなるが、「気持ちが悪く落ち込んでしまった」などのお電話や初めて訪れた方については、現在でも丁寧に対応しているところである。
- 閉校後の学校敷地への出入りはどのようになるのか。また、工事の際に体育館横の駐車場を利用するようだが、エリア以外の利用については何かあるのか。  
⇒敷地への入場は正門からとなる。また、体育館横の駐車場に関しては、工事車両が占有するわけではなく、ガードマンを配置してアクセスとして通過させていただくということであるため、基本的に大きな車両や作業員の駐車場は保健所敷地内で完結する予定である。
- グラウンドは半分くらいになるのか。  
⇒概ね半分くらいとなる。
- 保健所以外のエリアについては市が対応するのか。  
⇒閉校後の体育館やグラウンド利用を含め跡地活用検討委員会で現在協議を行っている。施設内には元気サロン松葉館もあり、令和9年3月の閉校をもって施設の全てが利用できなくなるということではない。
- 歩道沿いに大きな木があるが、伐採の予定はあるか。木・雑草があると子供たちが通る際に死角になって危ないと思う。  
⇒通行の障害となりうるものに関しては、安全性の観点から伐採をする予定である。
- 具体的な建物等のイメージが確定した後に今回のような説明会はあるのか。  
⇒現在保健所は基本設計を行っており、今後実施設計を行っていく。契約手続き等が整い、情報を公開できる段階になり次第、何らかの方法で公表を行う考えである。

## 質疑応答（抜粋） ※別添資料の説明を行った後、質疑応答

●駐車場の駐車台数は何台程度か。

⇒100台程度を想定している。

●太陽光パネルなどは取り付けるのか。

⇒保健所でどのくらいの電力を使用するかを踏まえ、それに応じた太陽光パネルを設置する予定である。

●保健所は通常住民と関わることはないのか。

⇒基本的には医療機関との調整が主であり、直接住民の皆さまにサービスを提供する施設ではないが、「食べ物を食べておなかを壊してしまった」といった相談であったり、引きこもりや心の問題などで来庁される方もおられるため、来庁された方、お電話頂いた方に対しては現在でも丁寧に対応を行っている。

●大規模な災害があったときに防災組織との連携はどのようになっているのか。

⇒保健所の管轄ごとに「保健医療福祉調整本部現地対策班」を設置し医療体制の確保を行う。病院の被災状況、避難所のけが人や病院の数、感染症が確認されているかといったような情報を集約し、人員派遣や入院調整などを対応する。

●学校は教育財産である。閉校後、市が茨城県に土地を貸付けする際、契約の条件の中で「地元の要望に応えながら保健所運営すること」のような付帯条件は付けているか。

⇒保健所敷地については、市から県に土地を売り、県が事業として進めていく形のため、特に市の方から付帯事項を付ける予定はない。

●遊歩道の景観は保健所が整えるのか、それとも市が跡地活用の中で整えるのか。

⇒敷地内については茨城県が行い、遊歩道については市役所が行う。

# 竜ヶ崎保健所の移転について

---

令和7年7月26日

茨城県保健医療部保健政策課

茨城県保健医療部竜ヶ崎保健所

茨城県土木部営繕課

## 1 保健所整備の背景

本県が設置する9保健所のうち、5保健所(土浦、古河、潮来、竜ヶ崎、つくば)は、築年数が40年を経過しており、老朽化・狭隘化が進行している。

従来の保健所庁舎では、感染症対策や災害時の医療救護体制の確保といった健康危機管理の司令塔としての機能を十分に発揮することが難しいと考えられることなどから、保健所庁舎の移転・建替により機能強化を図る。

## 2 保健所整備の考え方

### ①安全で利用しやすい庁舎

ー来庁者の利便性や感染症対策に配慮

### ②災害対策拠点としての庁舎

ー災害派遣医療チーム等の受入を想定した大会議室、倉庫等の整備

### ③周辺環境に配慮した庁舎

ー建物の規模や色彩について周辺環境に配慮

### ④茨城県産木材を活用した庁舎

ー「茨城県産木材の利用促進に関する指針」等に基づき県産木材を活用



新土浦保健所のイメージ

※移転に当たっては、5,000㎡以上の敷地面積を有する適地について、現在地の市町村に相談



## 【要望1】

松葉小学校は、災害時の防災活動拠点や地区イベントスペースとして活用してきた歴史があり、また、浸水想定地区住民と介護・医療事業者の避難先ともなっていましたが、今回の移転等により代替スペースだけでは不足が生じます。

この課題に対応するために、災害時・地区イベント開催時には、会議室・駐車場・トイレなどの施設と電源・上水道などの住民利用を認めていただくよう要望いたします。

災害発生時の地域の方々の避難先については、災害対策基本法において「市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない」と規定されており、各市町村において必要な避難所の確保は進められているものと認識しております。松葉地区においては、松葉小学校、松葉コミュニティセンターが避難所として指定されております。

一方、保健所には、災害発生時に災害対策本部現地対策班として、災害派遣医療チームや医療ボランティアの配置調整、災害医療情報の収集・提供、関係機関との連絡調整などを担う広域的な健康危機管理の司令塔としての役割を位置付けているところです。

そのため、災害発生時に一般の住民の方の保健所施設の使用は、原則として想定しておりません。なお、地域のイベントなどでの利用については、これまでも県有施設の駐車場の一時的な使用に関して許可している例もございますので、その都度保健所にご相談をお願いいたします。

## 【要望2】

既知の感染症については医療機関が対応し、未知の感染症については保健所が対応すると7月の説明会でうかがいましたが、所内・地区の安全管理、市・市民への通知などについて懸念があり、再度ご説明を要望いたします。

感染症が発生した際は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」に基づき、関係機関(保健所、市、医療機関等)が対応することとされております。

全国的かつ急速なまん延が想定される新興感染症については、感染症法に基づく医療措置協定(※1)を県が関係医療機関と締結しており、原則として当該医療機関が対応することとなっております。そのため、当該患者の入院に関しては、第一種協定指定医療機関(※2)が、発熱外来等に関しては、第二種協定指定医療機関(※3)が担うことを想定しています。

なお、保健所の役割といたしましては、竜ヶ崎保健所管内において感染症が発生した場合に、感染源や感染経路を特定するための調査や、患者及び医療機関に対する感染症の発生予防とそのまん延防止に必要な助言・指導等を行うものであり、常時から保健所において病原体等の保管や調査分析等を行うものではありません。これらの業務を遂行する上では、感染症患者と保健所職員が接触する機会も生じますが、地域に感染症を持ち込むことのないよう、平時から感染管理に関する研修・訓練を実施しております。

また、県民の皆様へのアナウンスについては、県によるプレスリリースを基本としつつ、県内市町村への通知は、発生した感染症の種別や感染状況によって、その都度判断することとしております。

※1 医療措置協定は、2022年に成立した改正感染症法により、平時に都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定(病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、医療人材派遣)を締結する仕組み  
※2、※3 協定締結医療機関一覧(病院・診療所)は、茨城県保健医療部疾病対策課HPに掲載

## 【要望3】

松葉小学校の周辺は戸建ての住宅街であり、住宅は垣根などの低木によって分けられ、建築協定を定め維持に努めています。また、小学校も樹木で囲まれ住宅街と分けられています。

これら“緑に囲まれた住宅街”に相応しい環境・景観を維持すること、特に、施設の低層化や周囲の緑化、壁・門扉などの外構への配慮を要望いたします。

竜ヶ崎保健所の建替えに当たっては、県が策定する「茨城県産木材の利用促進に関する指針」に基づき、県産木材を使用した木造建築を予定しております。

また、建物については、平屋又は2階建てによるシンプルなデザインとし、屋根及び外壁は落ち着いた色彩を採用することで、出来る限り周囲の街並・景観と調和するよう、設計を進めております。

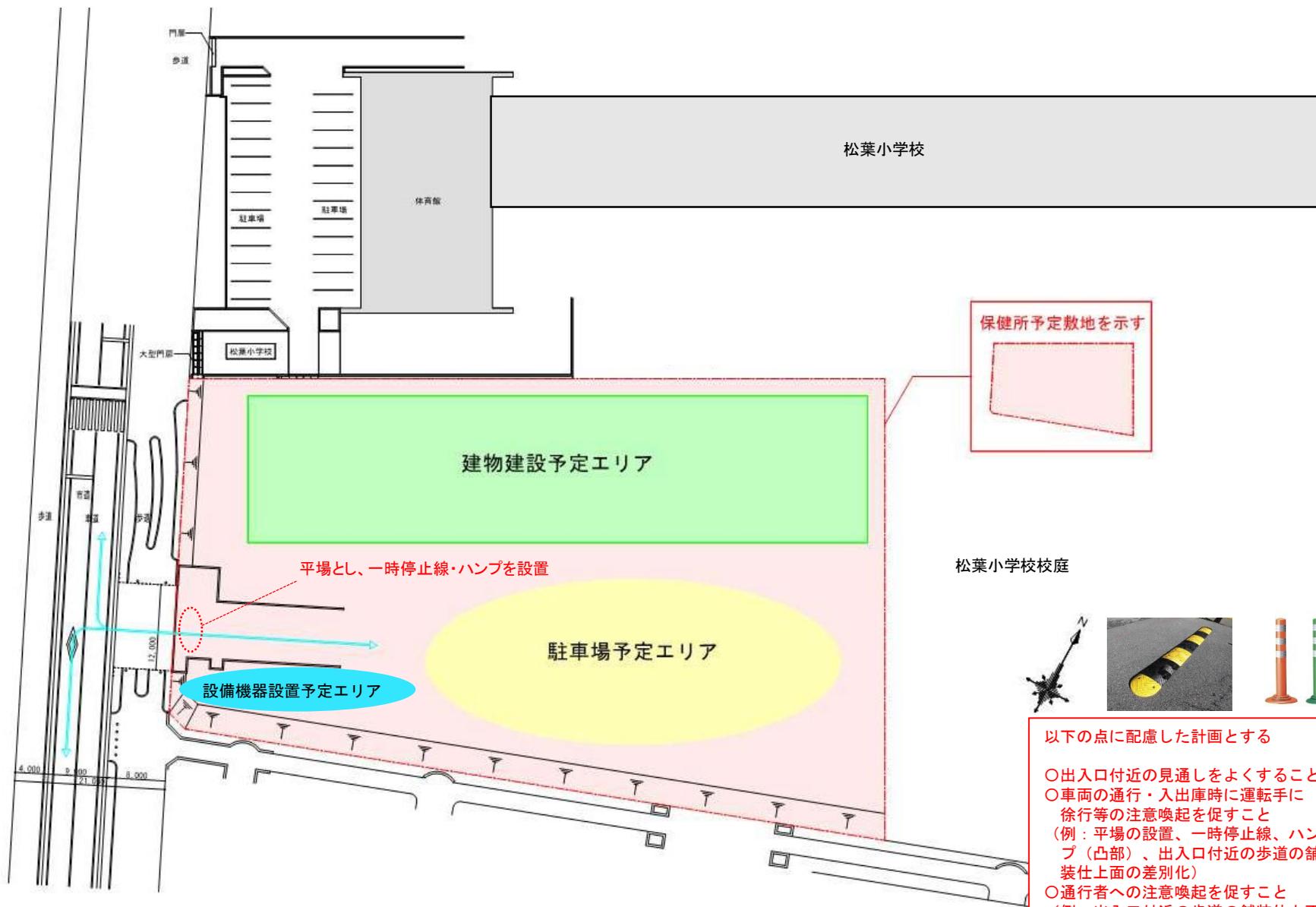
## 【要望4】

保健所職員・関係者の車両が、住民の生活道路となっている市道を通行すること、また小中学生の通学路上に保健所の出入口があることから、工事期間中だけではなく、日々の通勤・通学時や来場者が多いと見込まれる時期・時間帯についても、車両の通行・入出庫時の安全対策を望む声があがっています。

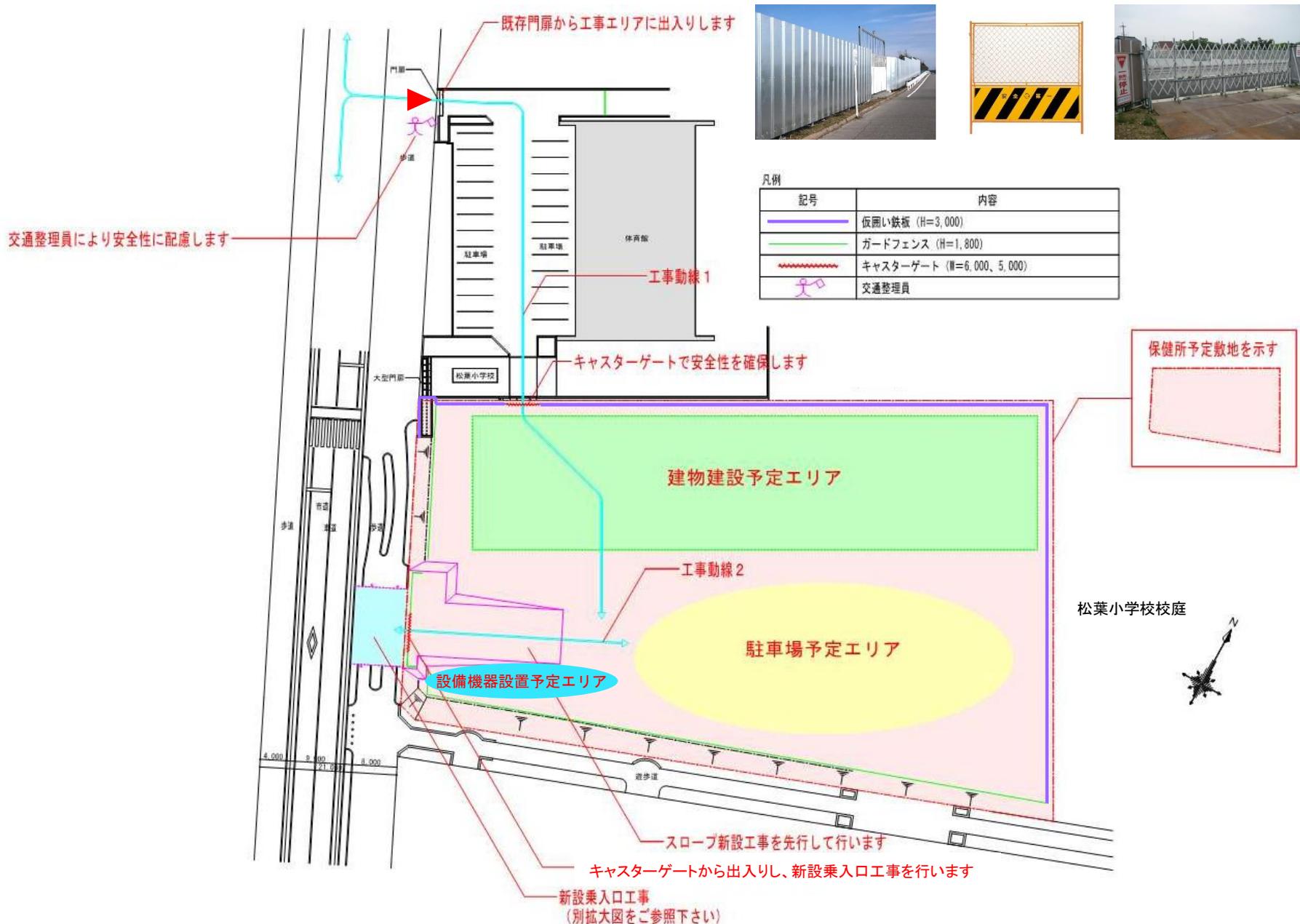
生活道路として利用している住民の声をご理解いただき、万が一のことがないように出入口の設計計画も含めた安全対策を要望いたします。

車両の通行・入出庫時の安全対策については、職員はもとより来所者についても口頭や標示などにより注意喚起するほか、車の出入り口付近の見通しの工夫などにより、安全が確保されるよう検討してまいります。

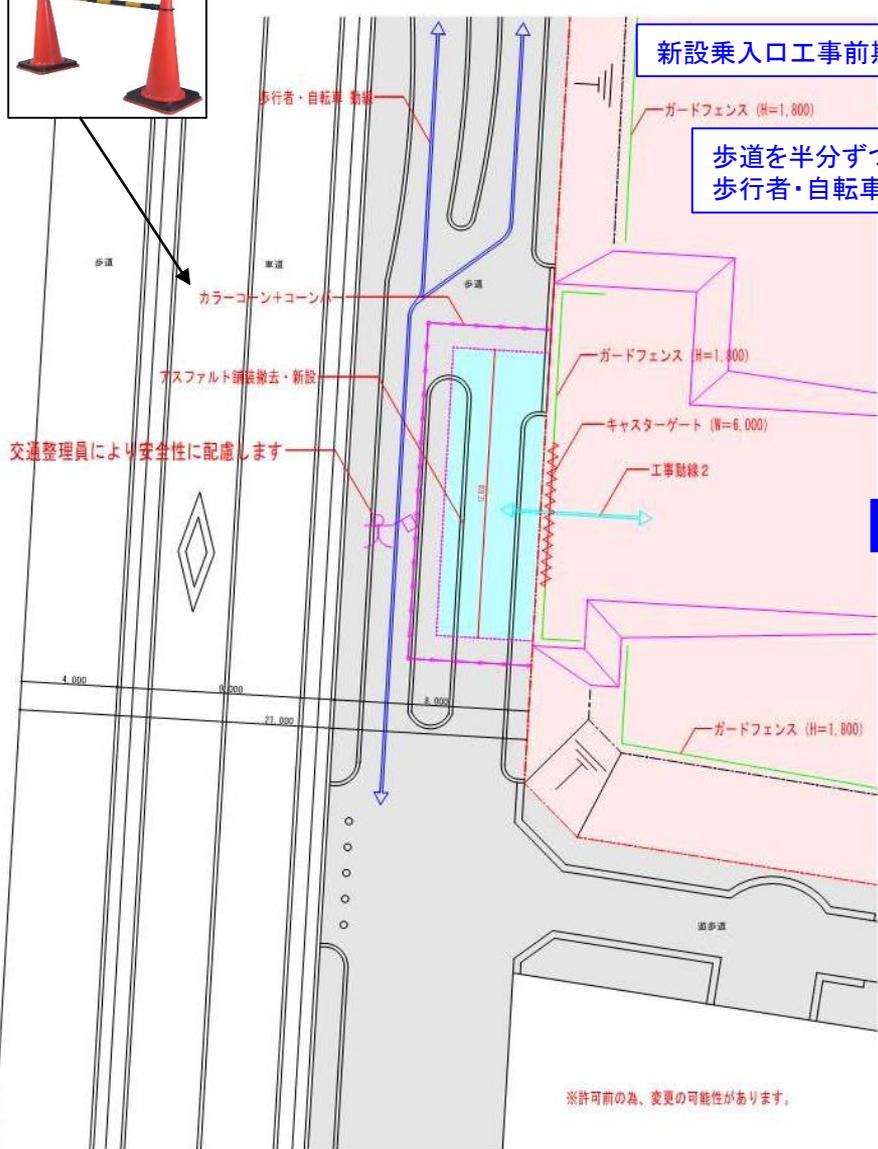
## 建物配置と安全対策について



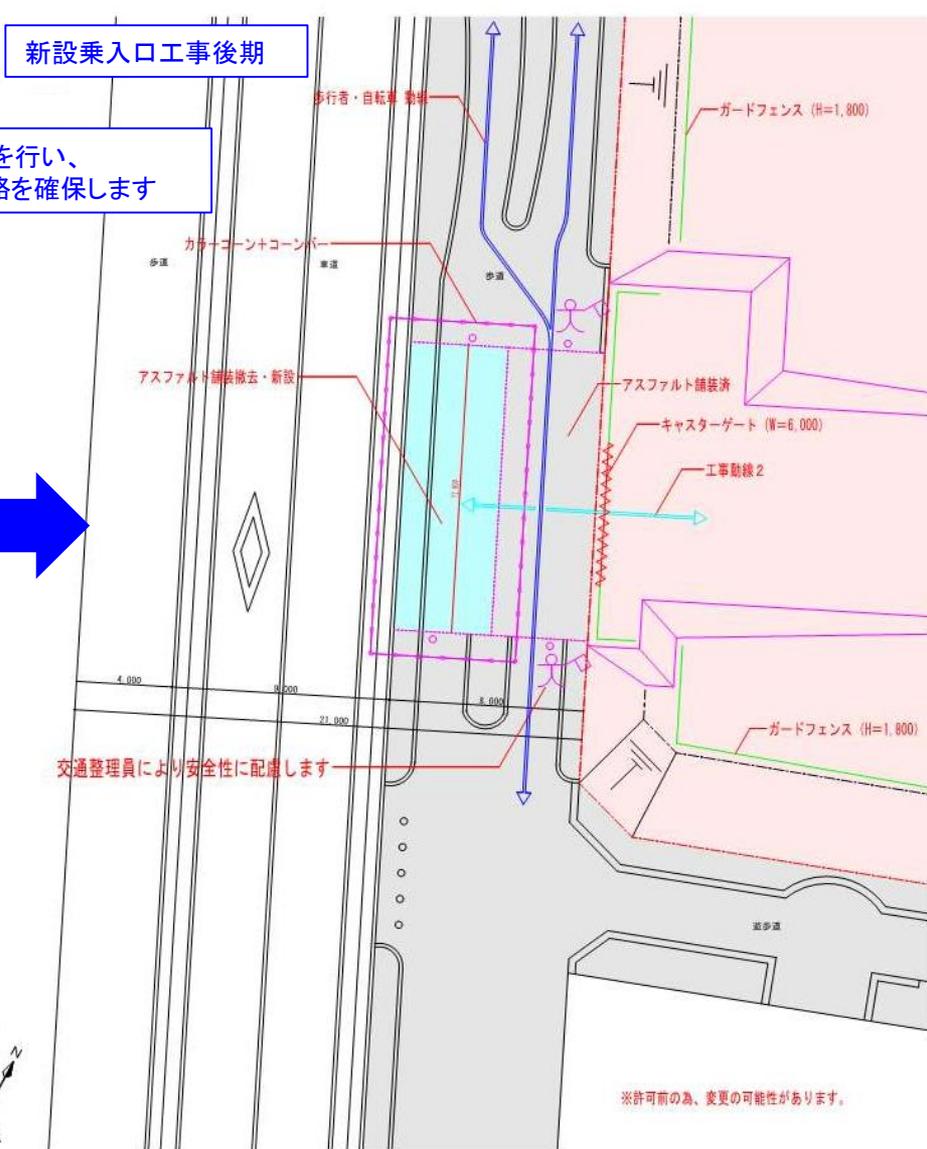
## 工事中の安全対策について(先行工事時の仮設計画)



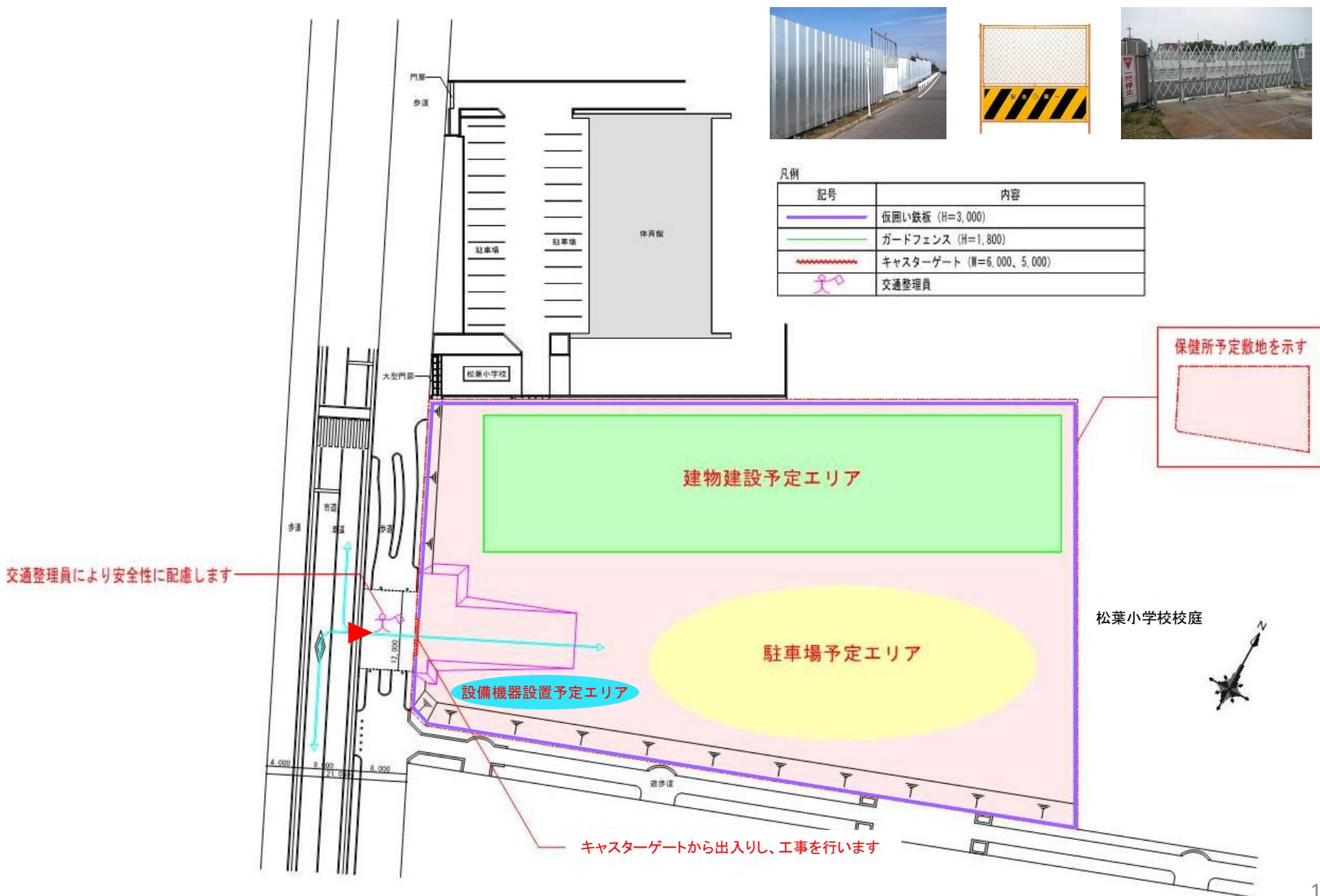
## 工事中の安全対策について(先行工事時・新設乗入れ口工事時の仮設計画)



歩道を半分ずつ工事を行い、歩行者・自転車の通路を確保します



## 工事中の安全対策について(本体工事時の仮設計画)



## 工事中の安全対策について(外構工事時の仮設計画)

